

社会福祉法人 檀原ふれあいの里福祉会

役員及び評議員の報酬等に関する規程

役員及び評議員の報酬等に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人檀原ふれあいの里福祉会（以下「この法人」という。）の定款第8条及び第22条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 評議員とは、定款第5条に基づき置かれる者をいう。
- (3) 報酬等とは、社会福祉法第45条の34第1項第3号に定める報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称の如何を問わない。

(報酬等の総額)

第3条 この法人の役員の報酬等の総額は、1年間で30万円を超えないものとする。

- 2 評議員には、定款第8条で定める金額の範囲内で、報酬等を支給することができる。

(報酬等の額)

第4条 役員が理事会に出席したこと及び評議員会に出席したことに対する報酬の額は、日額7,000円（ただし、金額は源泉所得税控除後のものとする。以下、第2項及び第3項において同じ。）とする。ただし、施設職員を兼務する理事に対しては報酬を支給せず、定款第28条第2項に基づき理事会の決議を省略する方法によった場合も報酬を支給しない。

- 2 評議員が評議員会に出席したことに対する報酬の額は、日額7,000円とする。ただし、定款第14条に基づき評議員会の決議を省略する方法によった場合は報酬を支給しない。

- 3 監事に対し、定款第19条第1項に定める業務に対する報酬を支給することができるものとし、その報酬の額は、日額30,000円とする。

(報酬等の支給方法)

第5条 前条第1項及び第2項の報酬の支給時期は、理事会又は評議員会を開催した日から一月以内とし、前条第3項の報酬の支給時期は、監査の実施及び監査報告の作成を行った日から一月以内とする。

- 2 報酬等は、現金により本人に支給する。ただし、本人の同意を得れば、本人の指定する本人名義の金融機関口座へ振り込むことができる。
- 3 報酬等は、法令の定めに基づき控除すべき金額を控除して支給する。

(公 表)

第6条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改 廃)

第7条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行なう。

(補 則)

第8条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を経て、別に定めるものとする。

附 則

この規程は令和3年4月1日から施行する。

この規程は令和5年4月1日から施行する。

この規程は令和8年4月1日から施行する。